

# 経 済 産 業 省

20240827貿局第3号  
輸出注意事項2024第17号  
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年9月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附則

この規程は、令和7年1月10日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1のうち、3（1）に係る改正規定 公布の日
- 二 別紙1のうち、別紙第1の5（34）及び別紙2のうち、2-1-1（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の上欄における「若しくはペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩」に係る改正規定 令和6月9月10日

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後	現 行																		
<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請            (1) 輸出承認申請書の提出先            輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。            (2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別紙第1            1～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請            (1) 輸出承認申請書の提出先            輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。            (2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>別紙第1            1～4 (略)</p> <p>5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 986 490 1077">化学物質の名称</th> <th data-bbox="490 986 869 1077">CAS番号 (例示)</th> <th data-bbox="869 986 1093 1077">POP s 条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 1077 490 1133">(1)～(33) (略)</td> <td data-bbox="490 1077 869 1133">(略)</td> <td data-bbox="869 1077 1093 1133">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1133 490 1485">(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)若しくはペ <u>ルフルオロアルカン酸(構造 が分枝であって、炭素数が8 のものに限る。)</u>又はこれら <u>の塩</u></td> <td data-bbox="490 1133 869 1485">335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩) <u>90480-55-0</u> <u>90480-56-1</u></td> <td data-bbox="869 1133 1093 1485">○</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	(1)～(33) (略)	(略)	(略)	(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)若しくはペ <u>ルフルオロアルカン酸(構造 が分枝であって、炭素数が8 のものに限る。)</u> 又はこれら <u>の塩</u>	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩) <u>90480-55-0</u> <u>90480-56-1</u>	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 986 1536 1077">化学物質の名称</th> <th data-bbox="1536 986 1915 1077">CAS番号 (例示)</th> <th data-bbox="1915 986 2139 1077">POP s 条約対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1077 1536 1133">(1)～(33) (略)</td> <td data-bbox="1536 1077 1915 1133">(略)</td> <td data-bbox="1915 1077 2139 1133">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1133 1536 1485">(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) <u>又はその塩</u></td> <td data-bbox="1536 1133 1915 1485">335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩)</td> <td data-bbox="1915 1133 2139 1485">○</td> </tr> </tbody> </table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	(1)～(33) (略)	(略)	(略)	(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) <u>又はその塩</u>	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩)	○
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象																	
(1)～(33) (略)	(略)	(略)																	
(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)若しくはペ <u>ルフルオロアルカン酸(構造 が分枝であって、炭素数が8 のものに限る。)</u> 又はこれら <u>の塩</u>	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩) <u>90480-55-0</u> <u>90480-56-1</u>	○																	
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象																	
(1)～(33) (略)	(略)	(略)																	
(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) <u>又はその塩</u>	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモ ニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウ ム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウ ム塩)	○																	

	<u>15166-06-0</u> <u>1882109-81-0</u> <u>1882109-80-9</u> <u>13058-06-5</u> <u>1195164-59-0</u>				
<u>(35)</u> <u>ペルフルオロオクタン酸</u> <u>関連物質であって、次に掲げ</u> <u>るもの</u> <u>① 1, 1, 1, 2, 2, 3,</u> <u>3, 4, 4, 5, 5, 6,</u> <u>6, 7, 7, 8, 8-ヘプ</u> <u>タデカフルオロ-8-ヨ</u> <u>ードオクタン (別名ペルフ</u> <u>ルオロオクチル=ヨー</u> <u>ジド)</u> <u>② 3, 3, 4, 4, 5, 5,</u> <u>6, 6, 7, 7, 8, 8,</u> <u>9, 9, 10, 10, 10</u> <u>-ヘプタデカフルオロデ</u> <u>カン-1-オール (別名</u> <u>8:2フルオロテロマー</u> <u>アルコール)</u>	<u>507-63-1 (ペルフルオロオクチ</u> <u>ル=ヨー</u> <u>ジド)</u>  <u>678-39-7 (8:2フルオロテロ</u> <u>マーアルコール)</u>	○	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(36)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙第2 (略)

別紙第2 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター-ヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又

	<p>はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA若しくは<u>ペルフルオロアルカン酸</u>（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩、<u>ペルフルオロオクタン酸関連物質</u>（<u>ペルフルオロオクチル=ヨージド、8：2フルオロテロマーアルコール</u>）、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含む混合物又は製剤</p> <p>(略)</p> <p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。 ①～⑥ (略)</p> <p><u>PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸</u>（構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～⑬ (略)</p> <p><u>ペルフルオロオクタン酸関連物質</u>が使用されている以下の製品を含む。 ① <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u> ② <u>消泡剤</u> ③ <u>はつ水剤、はつ油剤、防汚剤及び繊維保護剤</u> ④ <u>光ファイバー及びそのコーティング剤</u> ⑤ <u>消火器、消火器用消火</u></p>		<p>はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA<u>又はその塩</u>、ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含む混合物又は製剤</p> <p>(略)</p> <p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。 ①～⑥ (略)</p> <p><u>PFOA又はその塩</u>が使用されている以下の製品を含む。 ①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---	--	--

		<u>薬剤及び泡消火薬剤</u> <u>⑥ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u> <u>⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u> <u>⑧ 床用ワックス</u>					
		ペルフルオロ（ヘキサソー 1-スルホン酸）（別名PF HxS）若しくはペルフル オロ（アルカンスルホン酸） （構造が分枝であって、炭 素数が6のものに限る。）又 はこれらの塩が使用されて いる以下の製品を含む。 ①～⑩（略）				ペルフルオロ（ヘキサソー 1-スルホン酸）（別名PF HxS）若しくはペルフル オロ（アルカンスルホン酸） （構造が分枝であって、炭 素数が6のものに限る。）又 はこれらの塩が使用されて いる以下の製品を含む。 ①～⑩（略）	
35の4～ 43	(略)	(略)		35の4～ 43	(略)	(略)	